

「キャンペーン期間の延長」に関する表示について - 「好評につき期間延長」は不当表示になります-

当協議会では、「あらかじめ定めたキャンペーン期間中にバイクを購入した方に対し、特典を提供する」旨を表示、実施しながら、キャンペーン期間の終了間際に「好評につきキャンペーン期間を延長」した事業者に対し、規約違反による措置をとりました。

キャンペーン期間を定め、同期間中の購入者に対して特典を提供する旨を表示した場合、消費者は、同期間中でなければ特典を受けることはできないと認識し、購入したと考えられます。(また、キャンペーンの特典を強調した販促活動が行われたことも考えられます。)

そうした中、キャンペーン期間を延長したことにより、当初のキャンペーン期間の表示が事実と 異なるものとなり、取引条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認させるおそれ のある不当表示に該当したものです。

会員事業者におかれましては、同様の表示を行うことのないよう、ご注意ください。

【不当表示事例】

■キャンペーン開始時点

■キャンペーン終了間際

期間延長 5月1日~8月31日まで 新車ご成約で延長保証プラス1年 キャンペーン実施中





【限定に関する表示のポイント】

- ① 期間や台数、条件等に限定がある場合は、その限定の内容を表示すること
- ② 限定である旨を表示した場合、表示したとおりに実施すること(期間や台数等の限定を超えて販売等をしないこと)
- ※二輪自動車公正競争規約第9条12号、第18条13号

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会二輪車業務部までnirin-info@aftc.or.jpTFI 03-5511-2113FAX 03-5511-2114